

第7章 神道学専攻科

授業科目の履修方法等について

この履修要綱は学則及び専攻科規程に定められた履修すべき授業科目と単位を説明したもので、特に変更の指示がない限り、修了までこの要綱に従い授業科目を履修することになります。

1. 授業科目の単位

大学では単位制が採用されています。単位制とは、一つ一つの授業科目に一定の基準により定められた単位があり、履修した授業科目に対して、試験その他の方法により学修評価をしたうえで、その単位が与えられる制度です。

単位計算の基準は次のとおりです。なお、授業科目は1単位につき学修活動45時間を基準としています。

講義・演習 毎週1時間15週の授業に対して1単位が基準となっているもので、毎週2時間（実際には90分になっているが、制度上は2時間と計算している）の授業を行い、1年間（30週）で完結するものは4単位となる。また、半年で完結するものは2単位となる。

2. 授業科目の履修

専攻科に1年以上在学し、所定の単位を修得すれば修了と認定され、修了証が授与されます。また、在学中、指定された神社実習を修め、神職階位「正階（「明階」無試験検定合格）」取得に必要な単位を修得し、所定の手続きを行えば、階位証が授与されます。神社実習、及び階位申請の手続きは神道研修事務課が担当します。

授業科目は、次の2種類の区分により履修するものとします。

必修科目：修了するために必ず修得しなければならないもの

選択科目：複数の科目の中から自由に選択履修するもの

修了及び神職階位取得に要する単位数は次表のとおりです。

1. 神道学専攻科修了に必要な単位

| 科目区分 | 単位数 |
|------|--------------------|
| 必修科目 | 48単位 |
| 選択科目 | 8単位以上 |
| 計 | 56単位以上 (別表のとおり) |

※ 「祭祀演習Ⅰ」、「祭祀演習Ⅱ」はそれぞれ通年2単位の科目です。また、「祭祀演習Ⅰ」、「祭祀演習Ⅱ」、「祭祀演習Ⅲ」の履修に際しては、授業開始までに次の用具を準備する必要があります。

白衣、白襦袢、白帯、白袴（女子は女子用のネジマチ仕立の白袴）、白足袋（2～3足）、笏（女子は扇＜ポンボリ＞）

2. 神職階位「正階（「明階」無試験検定合格）」取得に必要な科目

| 科目区分 | 科目数 |
|------|--------------------|
| 必修科目 | 13科目 |
| 神社実習 | ☆ |
| 計 | 13科目以上 (別表のとおり) |

① 神職階位取得には、専攻科を修了することが必要です。

② ☆印の「神社実習」については、年度初めに神道研修事務課で所定の手続きを完了してください。

別表「修了及び資格取得に必要な単位数（神道学専攻科）」

| 履修方法 | | 授業科目 | 単位 | 備考 |
|---------------------|----|-----------|----|----------------|
| 修了 | 神職 | | | |
| 必修科目 48単位 | ◎ | 神道概論 | 4 | 専攻科のみ |
| | ◎ | 神道史 | 4 | 専攻科のみ |
| | ◎ | 神道神学 | 4 | 学部と合同授業 |
| | ◎ | 神道古典 | 4 | 専攻科のみ |
| | ◎ | 宗教学概論 | 4 | 専攻科のみ |
| | ◎ | 祭祀演習Ⅰ | 2 | 専攻科のみ |
| | ◎ | 祭祀演習Ⅱ | 2 | 専攻科のみ |
| | ◎ | 祭祀演習Ⅲ | 4 | 専攻科のみ |
| | ◎ | 神社実務演習 | 4 | 専攻科のみ |
| | ◎ | 宗教行政概論 | 4 | 専攻科のみ |
| | ◎ | 祭祀学 | 4 | 専攻科のみ |
| | ◎ | 神道教化概論 | 4 | 学部と合同授業 |
| | ◎ | 祝詞作文 | 4 | 学部と合同授業 |
| 選択必修 科目 8単位以上 | | 神道思想史学 | 4 | 学部と合同授業 |
| | | 神社関係書道実習 | 4 | 学部と合同授業 |
| | | 神道と武道 | 4 | 学部と合同授業 |
| | | 世界宗教文化論 | 4 | 学部と合同授業 |
| | | 日本宗教文化論 | 4 | 学部と合同授業 |
| | | 宗教考古学 | 4 | 学部と合同授業 |
| | | 宗教社会学 | 4 | 学部と合同授業 |
| | | 比較文化学 | 4 | 学部と合同授業 |
| | | 神道芸術研究 | 4 | 学部と合同授業 |
| | | 教派神道研究 | 4 | 学部と合同授業 |
| | | 神道音楽研究 | 4 | 学部と合同授業 |
| | | 神社祭式概論 | 4 | 学部と合同授業 |
| | | 神社ネットワーク論 | 4 | 学部と合同授業 |
| | | キリスト教文化研究 | 4 | 学部と合同授業 |
| | | 仏教文化研究 | 4 | 学部と合同授業 |
| | | 中東文化研究 | 4 | 学部と合同授業 |
| | | 東アジア文化研究 | 4 | 学部と合同授業 |
| | ☆ | 神社実習 | | 神道研修事務課で手続きのこと |

※ 上記の科目であっても、休講している科目や、学部の科目曜時の配置上選択できない科目もあるので、専攻科各科目の開講曜時に注意の上、時間割を作成し、履修届（P. 167）によって登録すること。

① 表中、◎は神職階位を取得する場合の必修科目です。

② ☆印の「神社実習」については、神道研修事務課で所定の手続きが必要です。なお、本学所定の神社実習と実習時期は次のとおりです。

| 実習名 | 実習場所 | 実習時期 |
|-------|---------------|-------|
| 基礎実習 | 本学 | 4月 |
| 指定実習Ⅰ | 本学及び明治神宮 | 4月 |
| 指定実習Ⅱ | 本学及び石清水八幡宮 | 9月中旬 |
| 指定実習Ⅲ | 本学及び本学が承認した神社 | 通年 |
| 神宮実習 | 神宮 | 8月 |
| 中央実習 | 神社本庁 | 2月～3月 |

3. 履修届

年度初めに履修に関する説明を受け、各自が履修しようとする授業科目を選び、指定された期日までに、指定の履修届用紙によって教務課に登録してください。その際の登録は各自の責任において行うもので、間違いがあった場合、その科目は無効となります。

登録の際は特に次の点に注意してください。

- ① 登録しない授業科目は、受講することはできない。
- ② 登録した授業科目が未修得となった場合、必修科目については再履修をしなければならないが、その際、担当教員が前回と同じである必要はない。

4. 単位の認定・試験

単位は、シラバス及びK-SMAPYⅡ上で示されている「成績評価の方法・基準」、年間の受講状況（授業回数の3分の2以上出席しなければなりません）、学修の評価等によって、合否が決められ、認定されます。

成績評価の方法には次の種類があります。

| | |
|------------|--|
| 授業時試験 | 原則として最終授業時に使う試験※1 |
| 期間内試験 | 授業時試験とは別に設ける試験期間に行う試験※1 |
| 平常点 | 平常授業時の各種評価で判定 |
| リポート（単位論文） | 筆記試験に代わるものとして、あらかじめテーマを告示し、各自作成したものを持った日時・場所に提出し、それにより評価※2 |

※1 授業時試験・期間内試験を受験する際には、「受験上の注意」(P184)を熟読すること。なお、規定に変更があった際は大学ホームページにて告知するので確認すること。

※2 ページ番号を振り、所定の表紙をつける。手書きの場合は、ペンまたはボールペン（消せないもの）書きとする。様式・枚数等については担当教員の指示に従って作成する。締切日時を過ぎたものは、一切受理しないで注意すること。

5. 追試験

期間内試験・授業時試験を病気その他やむを得ない理由により受験できなかった学生に対して、追試験を行います。追試験の受験を希望する者は、指定された申込期間中に所定の追試験願に欠席の理由を証明する公的書類（コピー不可）を添え、受験料を納入のうえ、教務課へ申し込んでください。自己の不注意及び次表に示す証明書のない場合は、理由の如何を問わず追試験を受けることはできません。

欠席理由と証明書・受験料は次のとおりです。

| 理由 | 受験料 | 証明書 |
|---|-----|---|
| 病気・怪我 | 有料 | 医師の診断書（試験当日に通院・療養中であったことを証明するもの）。他は不可。 |
| 学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症による欠席（インフルエンザ等） | 無料 | |
| 忌引（両親、兄弟、姉妹、祖父母） | 無料 | 死亡に関する公的証明書（会葬礼状でも可） |
| 就職試験 | 有料 | 就職試験受験を証明するもの |
| 災害（台風、水害、火災等） | 無料 | 官公庁による被災証明書 |
| 交通関係（事故、遅延） | 無料 | （自宅からの通常の通学経路における）交通機関が発行した証明書（インターネット上の遅延証明書は不可） |
| 授業実習（介護等体験・教育・神社） | 無料 | （教職センター、たまプラーザ事務課、神道研修事務課の）証明書 |
| 裁判員に選任 | 無料 | 呼出状（確認後、返却します。） |

※ 追試験受験の際は、「受験上の注意」(P184)を参照。

※ 再試験（学則第50条第2項）については、実施の有無も含めてホームページで発表します。

6. 単位修得（成績）の通知

すべての成績は、各年度末（3月上旬）に教務課の指定する日時に通知します。前期で終了する科目的評価結果は、後期授業開始前に本人に通知します（教務課指定の日時）。

なお、成績評価の基準は以下のとおりです。

| 評価 | 基準点 | 合否 |
|----|--------|-----|
| S | 100～90 | 合格 |
| A | 89～80 | |
| B | 79～70 | |
| C | 69～60 | 不合格 |
| D | 59～0 | |
| R* | 評価対象外 | |

* R=授業出席日数不足、定期試験やリポートの提出を放棄した場合の成績評価。単位は認定されません。

7. 休講措置

授業の休講措置は次のとおりとします。

大学の行事等による休講の場合

國學院大學ホームページまたは各キャンパスの掲示板に掲示します。

教員の都合による休講の場合

國學院大學学修支援システム「K-SMAPY II」でお知らせします。

交通関係での休講の場合

交通ストライキ、または台風による大雨や暴風、大雪等の自然災害でJR山手線・東急田園都市線のいずれかが全面運休（始発駅から終点駅で上下線とも運休、山手線の場合は内回り・外回りとも運休）した場合は、その時点で渋谷・たまプラーザともに全学休講とします。

気象関係での休講の場合

気象庁・地方気象台から発表される警報で、「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」（いずれも特別警報を含む）が島嶼部を除く東京都全域または神奈川県東部に発令された場合は、その時点で渋谷・たまプラーザともに全学休講とします。なお、警報が発令されていない場合でも、気象状況が悪化し、登下校の危険が予測される場合は全学休講とすることがあります。

授業実施への切替え

交通機関の運行再開及び気象警報の解除の場合は、以下の基準により全学休講を変更し、授業を実施します。なお、交通機関の運休と気象警報が重複している場合は、両方の要件とも解除された時点で授業実施となります。

| 運行再開または警報解除時刻 | 授業の実施時間 |
|---------------|---------------|
| 午前6時まで | 1 時限から平常どおり実施 |
| 午前10時まで | 3 時限から平常どおり実施 |
| 午後2時まで | 6 時限から平常どおり実施 |

定期試験中の対応

定期試験中の対応は授業と同様とします。

その他

交通機関の運休や気象警報の発令による休講及びそれらの解除による授業の実施に関する情報は大学のホームページでお知らせしますので、必ずホームページを閲覧・確認するようにしてください。

8. 授業時間帯

| 時限 | 渋谷キャンパス |
|------|-------------|
| 1 時限 | 8：50～10：20 |
| 2 時限 | 10：30～12：00 |
| 3 時限 | 12：50～14：20 |
| 4 時限 | 14：30～16：00 |
| 5 時限 | 16：10～17：40 |

9. 大学からのお知らせ

学修上、その他一般に周知を要する事項についてのお知らせは、原則として大学のホームページ及び K-SMAPY II より行います。重要な事項についても同様の方法によるので、定期的にホームページ及び K-SMAPY II 等を確認する習慣をつけてください。学生個人に対する伝達は、原則としてメールを使用しますので、「大学からのお知らせ」を確実に受け取れるメールアドレスを、K-SMAPY II に必ず登録してください。電話やメールによる問合せ（行事予定、休講、成績、授業、試験その他）は間違いが生じやすいので一切応じません。

國學院大學専攻科規程（学則第2条第9項）（抄）

第1条 この規程は、國學院大學学則(以下学則という。)第2条第9項に定める専攻科に関する必要な事項を定める。

第2条 専攻科は学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に、精深な程度において、更に高度の専門的事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。

第3条 本学に置く専攻科の名称及び専攻は、次のとおりとする。

神道学専攻科 神道学専攻

(第4条～第7条 略)

第8条 専攻科の修了に要する単位は次のとおりとする。

1 必修科目 48 単位

2 選択科目 8 単位

計 56 単位

第9条 専攻科に開設する学科目及び履修単位数は、別表のとおりとする。ただし、必要により、この別表以外の学科目を開設することができる。

第10条 専攻科に関する入学、学科目の履修、修了及び成績の判定は学則を準用する。

第11条 専攻科の学費は別表のとおりとする。

第12条 専攻科に関し本規程に定めのない事項は学則を準用する。

(第13条 略)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。